

児童扶養手当制度の紹介

■ 制度内容 ■

父母の離婚など、父又は母や両親と生計を同じくしていない児童、又は親が一定の障がいの状態にある児童の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のために支給する手当です。

■ 対象者 ■

手当の対象児童が、次のいずれかに該当する必要があります。（注1）

- ◆ 父母が婚姻を解消した児童
- ◆ 父又は母が死亡した児童
- ◆ 父又は母が一定の障がいの状態にある児童
（政令で定める程度の障がいの状態にある場合に限りします。）（注2）
- ◆ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ◆ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ◆ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ◆ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ◆ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ◆ 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

（注1） 児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障がいの状態にある児童については20歳未満）をいいます。

（注2） 父又は母の障がいが政令で定める程度の障がいの状態にある事を確認するため、医師の診断書が必要です。また、定期的に再認定障害診断書届を提出していただく必要があります。

■ 手当額 ■

支給区分	児童1人目	児童2人目以降の加算額
全部支給	46,690 円	11,030 円
一部支給	46,680 円～11,010 円	11,020 円～5,520 円
支給停止	0 円	0 円

※ 所得制限限度額表の「受給者本人」の「一部支給」欄又は「扶養義務者等」欄の額以上の所得がある場合は、手当は支給停止となります。

※ 公的年金給付等を受給されている方は、上記手当額から差額を計算することになります。

● 一部支給額の計算方法 ●

◆ 児童1人目の手当月額＝46,680 円－{(所得額※1－所得制限限度額※2)×0.0256619}※3

◆ 児童2人目以降の加算額＝11,020 円－{(所得額※1－所得制限限度額※2)×0.0039568}※3

※1 所得額の計算方法については、「児童扶養手当における所得額」をご覧ください。

※2 所得制限限度額表の「受給者本人」の「全部支給」欄の額であり、扶養親族等の数に応じて額が異なります。

※3 {(所得額－所得制限限度額)×係数}の部分については、10 円未満を四捨五入します。

● 児童扶養手当における所得額 ●

所得額＝年間収入金額－必要経費（^{給与所得}控除額等）＋養育費×80％－80,000 円－[※]諸控除

※ 令和3年度から適用された税制改正により、給与所得又は公的年金等の雑所得がある人は、その所得合計額から最大100,000 円を控除します。

■ 所得制限 ■

申請者本人、その配偶者又は一定の範囲内の扶養義務者（父母、祖父母など）の所得が、次の表に掲げる額以上であるときは、手当額の全部又は一部について、支給が停止されます。

● 所得制限限度額

扶養親族 等の数	受給者本人				扶養義務者等	
	全部支給		一部支給			
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0人	1,420,000円	690,000円	3,343,000円	2,080,000円	3,725,000円	2,360,000円
1人	1,900,000円	1,070,000円	3,850,000円	2,460,000円	4,200,000円	2,740,000円
2人	2,443,000円	1,450,000円	4,325,000円	2,840,000円	4,675,000円	3,120,000円
3人	2,986,000円	1,830,000円	4,800,000円	3,220,000円	5,150,000円	3,500,000円
4人	3,529,000円	2,210,000円	5,275,000円	3,600,000円	5,625,000円	3,880,000円

※ 収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。

※ 所得制限限度額は、総所得額から児童扶養手当について認められている寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除、医療費控除などの所得控除を行った後の所得額について適用します。（申請者が母又は父の場合は、寡婦控除及びひとり親控除は控除しません。）

※ 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の対象配偶者）、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合は、加算額を追加した後の所得制限限度額となります。（扶養義務者等の場合は、同一生計配偶者及び特定扶養親族は加算しません。）

■ 手当支払月 ■

手当は、認定の請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

奇数月の11日に年6回、各2か月分（前月分まで）を受け取れます。

※ 手当支払日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その直前の土曜日、日曜日又は国民の祝日以外の日が支払日となります。

■ 申請手続 ■

申請には必ずご本人様がお越しください。

● 申請時に必ず必要なもの

- ① 請求者及び対象児童の戸籍謄本（現在の状況と離婚の事実が載っているもの）

● その他持参いただくもの

- ① 年金手帳
- ② 振込先の通帳
- ③ マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- ⑤ 年金額改定通知書等の年金額が確認できる書類（公的年金を受給されている方のみ）

※ 申請者、対象児童及び同居親族のマイナンバーの記入が必要です。

※ 申請書は窓口を用意してあります。また、必要な関係書類は、申請する方のケースによって異なりますので、必ず窓口でご確認ください。

■ 申請場所 ■

- ・ 市民窓口課 市民総合窓口 ★ ※ 火曜日は午後7時まで開いています。
- ・ 栄サービスセンター 総合窓口グループ
- ・ 下田サービスセンター 総合窓口グループ

★市民窓口課 市民総合窓口での手続は予約ができます。

予約がない人も手続はできますが、お待ちいただくことがあります。
栄・下田各サービスセンターでの手続は予約不要です。

● オンライン予約：[QRコード]

● 電話予約：050-1809-8310
（子育て・福祉手続専用）



■ 別表 政令で定める程度の障がいとは ■

児 童		父又は母	
1	次に掲げる視覚障がい ・両眼の視力の和が0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1	次に掲げる視覚障がい ・両眼の視力の和が0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障がいを有するもの	3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの	4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	6	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	一上肢の機能に著しい障がいを有するもの	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
9	一上肢の全ての指を欠くもの	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいを有するもの
10	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの	10	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの	11	傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するものであって、厚生労働大臣がさだめるもの
12	一下肢の機能に著しい障がいを有するもの		
13	一下肢の足関節以上で欠くもの		
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの		
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		
17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

その他の制度の紹介

● ひとり親家庭等医療費助成 ●

ひとり親家庭、両親のいずれかに障がいのある家庭の児童を養育する親又は、父母ともいない家庭の養育者本人と児童の医療費の一部を助成する制度です。所得制限があります。

保険適用分について、通院 1 日 530 円、入院 1 日 1,200 円で受診できます。

● 自立支援教育訓練給付金 ●

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合に支給される給付金です。所得制限があります。

給付金は 12,001 円から 200,000 円を限度に、経費の 90% が支給されます。

(専門実践教育訓練給付金の指定教育講座の場合は上限 1,600,000 円)

給付金を申請するには、概ね受講 1 か月前に事前相談が必要です。

● 高等職業訓練促進給付金 ●

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格を取得しようとするとき、一定の間、養成機関で修業し、就業又は育児と修業の両立が困難である場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために給付金が支給されます。所得制限があります。

給付額は、非課税世帯で月額 140,000 円、課税世帯では月額 110,500 円が支給されます。

支給期間は修学全期間(48 月を限度とする)です。

進級したときには、新たに必要になった教材費の実費額が 200,000 円を限度に支給されます。

修了したときには、非課税世帯で 50,000 円、課税世帯では 25,000 円が支給されます。

給付金を申請するには、概ね申請 1 か月前に事前相談が必要です。

● JR 通勤定期券割引制度 ●

児童扶養手当受給世帯及び生活保護世帯の方の通勤定期代が 3 割引になります。

(学生の場合は、割引率の高い学生割引をご利用ください。)

※ 子育て支援サイトにも、制度の概要を記載しています。
詳細については、子育て支援課までお問い合わせください。



◆ 問合せ	◆ 三条市教育委員会	子育て支援課	子育て支援係
〒959-1192	三条市新堀 1311 番地	TEL 0256 - 45 - 1113	